

本市におけるいじめ防止の取り組みについて

【市のおいじめ防止の取り組み】

1 「児童生徒指導室」の新設

令和3年度より、市教委事務局内に各校でのいじめ・不登校対応に特化した「児童生徒指導室」を新設。

所掌事務

生徒指導、進路指導、学校保健、部活動、青少年補導員、青少年指導センター業務、教育相談、地域連携等

構成メンバー

児童生徒指導室長、担当室長、指導主事4名、行政職員2名、教育相談統括1名、SSWの統括1名、SSW3名、教育相談員7名、教育支援センター（適応指導教室『フレンズ』）担当職員1名 計21名

趣旨

子どもの貧困やいじめ、不登校への対応などの児童生徒の支援、指導にかかる課題も複雑化している中で、スピード感をもって機能的かつ効果的に対応できる組織体制の構築が必要であるため、教育センターを別館3階に移転させ、増加傾向にある学校でのいじめや不登校、生徒指導事案の取り組みは、家庭、地域との連携が非常に重要であることから、学校現場や担当指導主事、SC、SSWが速やかに情報共有し、必要な手立てがとれるよう、児童生徒指導室として一本化した。

2 「生徒指導担当者会」の設置

生徒指導主事定例会（月3回）＋生徒指導担当者会の設置

生徒指導担当者会では、いじめ等に関する市全体の傾向や、未然防止のとりくみ紹介等をし、学校の生徒指導体制のサポートや市全体の生徒指導対応力の底上げを図る。

3 生徒指導関係連携会議（月1回）

児童生徒指導室・子育て支援室・人権施策室・SSW・大阪府SSWのスーパーバイザーで、重篤化しそうな事案について協議し、その内容を学校に返し、事案の重篤化を防ぐ。

4 「いじめ相談・解決室」の新設 （※資料4－1）

令和5年度12月から市長部局に「いじめ相談・解決室」に相談窓口が開設されました。設置の目的は、いじめは人権侵害であるという視点で市長部局として関わり、相談窓口を開設することで、児童生徒と保護者のいじめ相談窓口の選択肢を増やすものです。さらに、事案に対して早期に介入することにより学校・教育委員会のいじめ対応を補助・補完し、いじめの長期化・深刻化防止を図る。

5 令和5年度取り組み内容

■研修の実施

- ・『生徒指導提要』の改訂をふまえた、いじめ重大事態への対応について 全教職員悉皆
(日本大学 藤平 敦 教授)
- ・『生徒指導提要』の改訂をふまえたこれからの生徒指導の方向性について 担当者悉皆
(児童生徒指導室 指導主事)

■その他

- ・いじめ等調整委員会を6回開催

令和4年度から箕面市いじめ等調整委員会を年間6回実施し、各事案に対して検討する時間を確保し、指導・助言を頂き対応の強化を図ってきた。

- ・箕面市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正(※資料4-2)

教育委員会が主体となって行う、いじめ重大事態に係る事実関係の調査について、第三者性の確保という観点から、条例を一部改正し、第三者調査委員会への一本化を行った。

6 令和6年度に向けて

- ・教職員に心身の苦痛を訴えることが難しい児童生徒を「こころの日記」システム等を活用し、いじめの早期発見・未然防止に努める。また直接、児童生徒が教職員に心身の苦痛を訴えることができる関係作りの構築に努める。
- ・いじめ事案については「学校いじめ防止基本方針」に沿って、法的な知識に基づき、校長のリーダーシップの下、組織的対応をしていく。